

## 研究ノート

# 地域福祉と寺院への期待

—生活共同体の中心に—

はじめに

「長生きして良かったといえるまちづくり」これは、地域福祉の大切さをとらえる福祉の領域でのスローガンのひとつです。

高令化が大変な速さで進む日本、そのなかで生きる身としては、老後が平安であれかしと願うおもいは共通のものといえましょう。

それなのに現実のくらしからみてもとき次第にきびしい風が強まり、先がよくみえない不安がたかまっております。

一体どうなるのだろうか、というおもいに加えて、一体どうしたらよいのだろうか、と己のところになちもどって考えることが大事な時でもある、と考えられます。愚見では、ここであらためて寺院の出

番では、と申しあげたいのです。その考えの背景になるものと、その考え方をのべるのが本稿のねらいです。

論をすすめるでだとして、かかわっている短歌の会「新アララギ」二〇〇三年四月号登載の歌を引用させていただいて世のうごきをとりあげてみます。

さびしい老い

「病院の予約日のみが記してある一月の暦淋しと眺む」

東京 滝沢文子

老いを重ねるといふことは、なかなか平穏ですぎるというわけにはいきません。あちこちいふところができます。病院通いがどうしても多くなりがちです。

そしてまたあわせて社会とのかかわりも日々うすれることになります。そのなかでどう生きるか、己の存在があまり必要とされてないなかでも、明るい展望をもって生きるにはどうあつたらよいのか。さびしいおもいにどうしてもとらわれがちな日々、このなかからぬけだす方策がなかなかみつからない、ということのようです。そのしるしをしめす一つの現象があります。さびしい不況の嵐のなかにある出版業界で「幻冬社」が経常益五一%の増をみたという記事です。(注1)

その主な収益源は「老い」をテーマにした本がヒットしたことにあるといふのです。

いわく、石原慎太郎「老いてこそ人生」が七〇万部、いわく日野原重明「人生百年私の工夫」二八万部、とありました。

高令者の多くが己の生き方をさかしもとめているしるしでありましょう。こんなときこそ幸せは足もとにあることに眼をむけよ、家族を大事に、夫婦仲良く、この時期こそとも白髪のねうちをみなおそう、というもつともな意見もありますけどうなのでしょうか。

## 現実の家庭

「共に生きる日々あることの仕合せを知れど些細なことに争ふ」

川西、福岡十二郎

一番大事なパートナーとも一日のくらしのなかで、二十四時間顔をつきあわせてくらすとなると、なかなか春の日和つづき、とはいきません。

男性はぬれ落葉の悲哀をおぼえながらの時間がふえがちです。女性以外の女性同士の友人関係などで気分転換をはかる場を上手に用意していることが多いようです。仕事ひとすじに生きた男性には不得手なところがあります。

家庭のなかでの夫婦共存の知恵をたしかなものにすることです。

たとえば、家事を分担すること、家事の創造する場面をたのしむ位の気持ちで男性にも大事である、と説く論者も多いようです。

それぞれの知恵のだしどころなのでしよう。

離婚調停の場でも、定年離婚という事例が目立ちます。(注2)子育てがすみ、仕事という社会生活が終わったとたん、たいていは女性側から離婚の申し立てをうける、というものです。退職金など財産を半分にしてもらいあとは一人で自由に行きたい、という女性側の主張です。この主張の根のところにはそれまでの何十年もの共同生活のひずみがひそんでいようです。どうしても自己中心に生きがちななかで、近くにいる人ほどぶつかりあいができがちです。それが地下水のようにたまつたとき、あふれでてくるもう調停とい

う場ではとても対応しきれない状況になっていることがみうけられます。己と同じに、いやそれ以上に相手の立場を考えてみる、たちどまりの時間が修復に役立つのではないかと、日々のくらしのあり方を語る方もおられます。日々のところがけ、それが大事なのだ、と調停の場で語る先輩がおられます。

が、凡人にはなかなか相手の神経にさわるおこないをしてもそのことに気づかないですぎることさえあります。結婚するとき、家の格にあわない育ちだから、と反対をした姑のことがずっと頭にきている、年をえて姑が老いをみせはじめると、この人の下の世話をする位なら、今のうちに別れたい、というおもいかられる場合、夫にとつてはおもいもよらない地下水のあふれようで、どう対処してよいやら、とうろたえるばかり、となります。身近かなところでの気づばりの大事さでしょうか、むずかしいことです。

### 老人ホームでは

「行くゆくは老人ホームに我が入らむ子等には子等の生活あれば」

伊那 酒井よし子

子が自立していく、夫が先立つ、ひとり身になる、そのときのゆくすえはなかなかむずかしいことになります。夫と協力してつくりあげた小さな家、この家で生を終えたい、それがなよりの生き

方である、と思ひ願つても、なかなかおもいにまかせられせん。

だいたい近隣の人々がだまっていけないのです。特別養護老人ホームの施設長のときの体験です。(注3)介護保険の誕生前のこと、市の係員であるケースワーカー同行で入所のためみえた女性の言葉です。ずっと家にいたい、だけでも爺さんが亡くなり、自分が杖をつかうようになる、まわりの人がうるさくなり、火元にならないうちになんとかしてほしい、と民生委員をうごかす。老人ホームに入つてはどうか、とすすめるにくるのです。

ずつとがまんしてがんばってきたけど、あんまり人様に迷惑になつても、と決心しました、と。

おなかをいためた子がいても万民サラリーマンの時代です、家業を継ぐという大義がない家族では、親子の縁は子の成人まで、とながちです。ここで願うところはぐんとはなれた方向、老人ホームへと方針をさだめるしかない、というご時世です。

老人ホームに入りたい、と心から願う事例はすくないのです。さきにあげたように、まわりに迷惑になつては とやむをえずの選択なのです。こうした高令者がふえてきた結果、国の責任で税金で百分面倒みる老人福祉法では財政がもたない、と平成九年介護保険法が誕生したのでした。これもかんじんの国民が気づかないところで用意されたのひっそりとした誕生、経費の半分を税、のこりを新たな国民の負担、保険料で、となったのです。それもサービスを利用するときは一割の利用料、さらに在宅サービスに重用をおく、保

險者は国ではなく市町村長、という大きな変革でありました。がそれでも老人ホームへの入所希望は家族から次々とつぎあとをたちません。増設、増設のうごきです。保険料のアップにつながることも当然のことです。どう考えたらよいのでしょうか。

### 集団生活の実態

高槻 小島寿子

「老健施設に入りては外に出づるなく暮らすひと日を長く思ひぬ」  
介護保険法上の施設サービスは三種。そのなかの一つが老人保健施設です。家庭復帰をめざして、リハビリ治療をうける、短期入所の医療施設との位置づけで誕生しました。(注4)しかし年をおうごとに長期滞在の事例がふえます。三ヶ月というめやすで退所する人は少ない現況です。

家族がひきとりをためらい、生活の場として長く面倒みてほしい、と願うところにもとがあります。施設、それも二十四時間入所の施設はいずれも集団生活の場です。個々人の自由はなかなかみとめられません。食事、風呂そして外出、いずれも自分のしたいときにする、というわけにはいきません。集団生活の約束事を守ってもらわなければならたないことになるからです。家庭でのくらしとは大きくちがってくるのです。みんながまんの日々です。病院なら短期

間、治療がすめば退院できる、ということですがまんもできます。長期になる施設はつらいがまんになります。

これは施設側のサービスを提供する姿勢や、サービスの側でカバーされる点が多いのも事実です。特に直接サービスを担当する職員専門性の向上がもとめられるところです。

そして安心して長くライフワークとしてつとめられる職場としての雇用条件の充実がポイントになりましょう。

法律で、国家資格と定められた社会福祉士と介護福祉士、(注5)しかしまだ名称独占の域にあるのです。専門性の保持という点でまだまだの状況です。医療職は人間の生命にかかわる、ということでも業務独占です。その資格がなければ仕事はできません。同じ人間を相手にする職業である福祉の領域のおくれは利用者である国民にとつても不幸です。早く業務独占にたかめることが、良いサービスを高令者に保障する道になるはずです。

このことに気づいてそれをもとめる国民的関心の高まりが条件になるのでしょうか。まだまだ福祉は他人ごとです。医療には明日にも世話になるかもしれない、しかし介護はずっとあとのこと、というおもいが一般的です。こうした実情のなかでは、家庭に近い施設サービスをもとめることはむずかしいのです。

いずれ世話になる、という点からも、入ってたのしい、といえる施設づくりに多くの関心のたかまりがもとめられます。

## ヘルパーサービス

「洗濯物はどこにと問へるヘルパーにいま着ていると私答う」

高松 岡崎資源

施設よりは家にずっと住みつけたい、と願うところをサポートしてくれる在宅サービスの充実はだれもがのぞむところです。特に生活のささえであるホームヘルパーは大事なサービスです。介護保険でもいろいろと工夫されています。この四月の改正で、特別養護老人ホーム分のサービス単価を下げて、ホームヘルパーの単価をあげる、といううごきがでたのもそのひとつです。(注6)

もともとは生活保護でくらす孤老をたすけるための老人家庭奉仕員として、母子家庭の母親への就労機会を提供するという地方都市の工夫からはじめられたサービスです。

家政婦とどこが違うの、という声もでたりでしたが、介護保険法上の在宅サービスの一番の柱として位置づけられました。養成研修のしくみのなかでも、一級、二級、三級、と内容の充実がしくまれるようになりました。ホームヘルパーという働きが一つの職種としてまとめられはじめたといえそうです。

養成講座をひらけば希望者がたくさんあつまります。そこに目をつけた民間企業が、高い授業料をとって全国ネットで研修会をひらき 利益をあげているのがこのごろのうごきです。が、まだまだ働

地域福祉と寺院への期待―生活共同体の中心に―(志田)

く条件はきびしい、この仕事で生活をたてるといふところには遠いのが実状です。北欧などのように専門職とみなされる社会に早くなることがのぞまれるところです。それにはやはり利用者側の評価の声のたかまりがもたなりましよう。国民ひとりひとりの身近な存在となり、安心して身のまわりを託せる良質なサービス提供者をもとめる声となることです。そしてどの地域にも有能なヘルパーが配置されることが大事です。そのためにも企業の草刈り場にはいけません。NPOのような地域に根をおろした専門職集団によるサービス提供体が成熟すること、それを地域の人々がもとめ、たすける風土がうまれること、この相互作用がはたらく地域になることが大事になります。

## 社会の保障とは

「病院の待合室で今日の話題介護保険料上げと年金の減額」

飯田 三石幸恵

ところが、現実の環境はなかなかきびしいのです。ヘルパーの賃金保障につながるような財源保持はむずかしく、国自体が巨額の赤字をかかえる現況です。税による補填はむずかしく、保険料の値上げにたよらざるをえないのです。なによりかんじんの年金も、国や企業の責任体制から、国民本人の責任体制となる米国じこみの40

1K方式がじわじわとひろがる現実です。憲法二十五条による国家責任で社会保障をすすめるという理想にはなかなかとどかないご時世です。長生きすることが悪いみたいだ、若い衆の負担になるのはというつぶやきがきかれるこのごろです。

一方では、財界からはもう消費税をあげるしかない、社会保障の特定財源とみなして大巾アップを、と大きな声があがるこのごろです。いずれ、政府もその方向にかじとりをするのではないのでしょうか。

「国の経費いずれか見直し消費税今の5%より上げないで欲し」

宮城 三文宇 むめ

これが国民の本音でしょう。こういう願いが、世論になり、政策をかえる声とつながることがもとめられます。民主主義の国なのですから。もともと世代間のたすけあい、ささえあいでできているのが社会保障です。

それを、高令者は医療などで金をつかいすぎる、働く世代の負担が大変だ、高令者だけの医療制度をつくり、高令者の負担と消費税でまかなえ、といったまことに冷たいがざりの提案が経済界などからだされマスコミも大きくとりあげているさびしい日本です。(注7)

世代間の相互協力がしつかり根を下すこと、家庭では祖先を大事にし親孝行をあたりまえとする風汐をひろげること。これを社会全

体でささえ、きびしく守っていく姿勢が今こそ大事なのではないのでしょうか。国は国民の幸せを守るためにこそあるはずです。

### 地域福祉計画を

「少しづつ国の定むる「老令」のひきあげられてひと老いがたし」

福島 東淳子

年金の支給開始年令もどんどん先にのびていくこのごろです。企業を定年でやめても年金がでない、というきびしい時代です。あらためて安い賃金で再雇用してもらおうなどのきびしい選択がもとめられます。だれもが働きたいから、というより生活のために少しでも収入をあげたい、というおいつめられたものなのです。疲れた身をいたわりつつ働かざるをえないのです。定年後をたのしむ、ということには遠いのが多くの人の状況でしょう。

ここで考えたいのは、無理に働きつづけるのではなく、生活の内容をつましくおとしても己の生活を楽しむゆとりの時間をつくる、その時間を用いて地域社会のなかでささえあつていく生活共同体を新たに創りあげる工夫をするのはいかがなものか、ということなのです。介護、ということを考えてみても、法律で用意されるのは、全国どこの地域でも最低必要なものとされるサービスに限られていくのです。それをこえた部分、地域や個人の実情に対応するサービ

スは保障されていない、ということに留意したいものです。

この法律をこえる部分は地方自治体の財源で用意するか、個人の力によるしかないのです。個人の力でおよばないところは、地域のささえあいでカバーする、という努力がないとなかなか老後を安心してすこす、ということにはならないのです。昔の農業中心の社会での生産をたかめ保持するための共同体、五人組といったすけあいの輪が、都市化の波のなかにうすれ消えていつております。これを今の高令社会を生きぬくための工夫として、生活をささえあうネットワークとして再生させることです。まずは、おたがいのたすけあいで生活をささえあう、そのうえでだれにも必要なサービスに育てていく、その成果を地方自治体にみとめさせる、それを自治体の政策に活かすよう働きかける、こうした下から上への政策提案がなされることです。さらには国の法律の改正までつなく、というはたらきになることがぞまれます。介護に必要な財源ぐらい工夫しなさい、道路一本分でなんとかなるのではないか、となることです。行政がなんとかうまくいことやってくれるだろう、と無関心でいては、保険料もどんとんあがるでしょう、本当に豊かなくらしにはとてもとどかない、ということになるのではないのでしょうか。特に、日々の生活は、まずは自らの力で守る、己を守るだけの力をもつ家庭をつくる、そのうえで地域社会の連帯の輪を確かなものにしていく、そのうえに税による施策にも注文をつけて……といううごきで活路をひらくのです。こうしたはたらきが、それぞれ一人ひとりの行

動のなかに位置づけられるとき、本物のすみよいまちになるのです。社会福祉事業法から社会福祉法と法律があらためられ、平成十五年四月から、どこの地元自治体でも「地域福祉計画」をたてましょう、と奨励されることになりました。(注8)これはさきあげた、新しい住民主体の地域作りにつながるもの、とみられます。これまで行政が中心になって住民の参加をえてつくられてきた計画とは、まったく違う考え方、住民が主体になってとりくむことを提案しているのです。国の力ではもう限界です、と国策を補うものという期待もこめられているようにみうけられます。とにかく、すみよい地域づくりに住民パワーをあてにしていくという考え方が表面にでてきたのです。これまでにない変革です。これをうけとめ、実際に自治体と住民がとりくみだすかどうか、で地域に差がでてくる可能性がうまれてくるのです。

#### うばすて山か

「友のひとり施設に入ると聞きたるに捨てられたりと思ひは去らず」  
仙台 高橋幸子

家族にかこまれ、あるいは夫婦元気で、共にくらするうちはなんとか平安すぎる場合が多いのです。が、これがこわれる一人になる、そのときのあり方がむずかしいのです。

介護保険となり利用料をはらう ということ、契約で利用するサービスといううけとめかたが、介護サービスに対してひろがっていることはたしかです。がしかしまだ施設に入る、ということは、うばすて山に捨てられると同じ、というおもいで利用者にはうけとめられるところの多いのが現状です。入れたい、と希望してくるのは家族の方なのです。

先にあげたような集団生活であるが故の多くの制約もあります。できれば高齢者自身としては入りたくないものです。現に地方自治体の窓口申しこまれる入所申請は、本人よりも家族の意向、家族の都合によるものが多いのです。ここでもう一度、施設に入らないで、自分の家でずっと住みつづけるための方策を真剣に考えるときでしょう。個人の努力には限界があります。かの神戸の大地震のとき、年をえて応急仮設住宅に入居しているおとしよりの孤独死がつづいて社会問題になりました。衣食住の最小限の保障を税の力で国や地方自治体の施策でみたくれました。が、一人でだれもそばにいない状態のなかで亡くなる、このことは防げないのです。だれもみとつてもらえないところで死ぬ、これ位人間としてつらい、さびしいことはないのです。神戸での二五〇人をこえる孤独死が報道されたとき大きな波紋をよんだのでした。その後、東京という大都會でも孤独死がおこるのです。これにどう対処するか。血縁をこえた地縁の關係で、向う三軒両隣りのかかわりあいのなかでカバーするしかないのです。

さきの地域福祉計画の必要性もここにあるようです。国のすずめです。それぞれの地域での具体的なとりくみがもとめられるのです。

### 寺院への期待

「妻君を亡くしし友が女房は大事にせよと言ふは重たし」

秋田 小坂 孝彦

老いが深まるほどに大事なものは、なによりの長年のパートナーの存在、失ったときにその大きさを知る。ということではさびしいのです。今のくらしのなかで、夫婦の絆の意義そして家庭の重さをかみしめ、評価しあい、どんな難問にあたってても力をあわせてのりこえ、その達成感を共有して、さらに豊かな絆に育てていく、この心がまえが大事であること、このことを強調してよいでしょう。そのうえに、地域共同体でのささえあいのたしかなネットワークをつくりあげる努力、これに個々のおもいがつながり、具体的な活動にあらわれるとき、安心してくらせるまちなっていく道がひらけるのでしよう。ここで一つ提案です。地域のたしかなささえあいの拠点となるよりどころが必要です。だれもがいつでも なにかあったときに、よりあい力ををかしあう拠点です。そこに各地域に最もふさわしい社会施設として存在する寺院に一役かってほしい、



という提案です。(注9)

先祖がねむる寺、法事のときにお世話になる寺、昔からなれ親しんでいるこの寺に、今生活している人間が安心してつどいあう場に、と役割をになつてもらえまいか、そうなればこんな心強いことはない、と考えるのです。

寺小屋という教育の場、農繁期託児所という子育て支援の場、講などをとおして地域住民のつどいささえあいの場、こうした地域のニーズにこたえるはたらし、社会貢献を重ねた輝やく歴史をもっている寺院です。今の高齢社会と叫ばれるとき、介護保険では対応しきれないニーズにこたえる活動を展開するセンターになっていただきたい、という願いなのです。たとえば、給食サービスがあげられませんが、これは昔から必要とされながら法律の上ではとりあげられなかったサービスです。一人ぐらしのおばあさんとすれば、三食のうち一食位は他人の手をわずらわした食事をした、と願っていません。街のなかでは、外食産業がいろいろのメニューを用意する時代になりました。しかし一寸地域に入ると利用はむずかしいのです。企業では手のとどかないところに、寺院の寺庭婦人を中心とする地域のご婦人がボランティアで弁当をつくる、それをとどけるおじさんもいる、そして訪問するなかで話しあいもうまれ、安否のたしかめもできる、という形でたすけあいの輪がひろがるのです。現に、日蓮宗新聞でもこうした地域のなかのとりくみの事例、寺院の社会活動をしめす例がとりあげられています。(注10)

地域福祉と寺院への期待―生活共同体の中心に―(志田)

こうした活動を、日本中の寺院で展開されたらすばらしいのです。そのうえで「長生きしてよかったといえるまち」に近づくのではないのでしょうか。日々のくらしにたすけになる活動が寺院を拠点にひろがることで、仏教に対する認識もたかまる、という効果も期待できるのでは、と考えます。北欧などでは、ヤングオールドがオールドオールドを友情訪問を重ねることもあって、ヘルパーがみえない時間をつなぐ、という福祉活動を着実にすすめる、といったボランティアとしての市民活動が、国の施策を補完することで、高いレベルの福祉国家を維持しているのです。日本でもできないはずはないのです。定年をむかえたまだエネルギーのあるヤングオールドたちが寺院を中心に組織され、地域の生活や福祉をささえるたしかな活動につなげることで、これはなんともすばらしい社会貢献ではないでしょうか。

ここにあげたいいくつかの提言は考えてみると、みな仏の教え、日蓮聖人のおことばにあらわされる考えとつながるものになるのではないのでしょうか。人間だれもが仏の子であり、おたかい他人のことを我がこととして案じあう、こうした良き風習は寺院をおして日本の社会をささえてきた、すばらしい日本らしい精神文化であります。戦後50年、あまりにアメリカ式の生活様式になじもうとしたことがマイナスとなり失われてきた大事なものである、といえましょう。親孝行 という言葉も、祖先崇拜という考えも古きもの、価値なきものとして使われなくなつて久しいのであります。寺子屋でく

りかえし教えられたこうした考え方を、今あらためてふりかえり、ほこりをはらい、家の中の一番みえるところにかざられることがもとめられるのです。

このころみながされるなかで、本論でとりあげた多くのテーマも解決されていくようにみえるのですがいかがでしょうか。福祉の世界しか知らない人間の大変失礼な言い方かもしれませんがどうか仏教にかかわる方、寺院の方々に考慮のうちに加えていただければまことに幸いであります。介護保険法のような国の制度も国民が関心を深めることでより良い内容に改められる可能性をもっているのです。そのためには、まず足もとから、家庭のなかで、地域のなかでのたしかなささえあいが重ねられ、連帯の絆が強まることです。それがうねりとなり、大きな声となり世論を形成していくものであってほしい、と願うものです。その中心に寺院があつてほしい、その先にこそ、長生きしてよかつた、といえるまちがつくられていくのではないか、というのが本論のいい分であり、願いでもあるのです。よろしくご叱正下さいますことを。

(平成一五年五月一〇日記)

#### 引用文献

注1 日本経済新聞 平成一五年四月三日号

「幻冬社、増益五一%」

注2 そまの里(静岡県庁OB誌)第一五号

平成一四年一二月 拙稿「介護離婚」

家庭裁判所調停委員としての経験から

注3 ヨゼフの四季 平成五年一二月

特別養護老人ホーム聖ヨゼフの園広報誌、施設長としての体験記

注4 介護保険法(平成九年一二月一七日 法二二三号)第九四条、介護老人保険施設

人保険施設

注5 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六二年五月二六日 法三〇号)

社会福祉士は、専門的知識及び技術をもって身体上もしくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ助言指導その他の援助を行うことを業とする者

介護福祉士は、専門的知識及び技術をもって身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障のある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者

注6 産経新聞 平成一五年三月一三日号

「国民総ヘルパー」等

注7 日本経済新聞 平成一五年二月一五号「一五五号」どうする社会保険の負担と給付」等

障の負担と給付」等

注8 社会福祉法(昭和二六年三月二四日 法四五号、平成一二年六月、

全面改正)

第一百七条「市町村は地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める地域福祉計画を策定する あらかじめ住民等の意見を反映させるた

めに必要な措置を講ずる」

注9 身延山大学仏教学部紀要第二号 二〇〇一年、拙稿「仏教実践としての福祉」

注10 日蓮宗新聞にとりあげられた例

- ①平成一三年六月一〇日、三重県妙長寺における「お寺の子ども預り所、緊急保育活動のとりくみ」
- ②平成一四年一月一〇日、北海道誠諦寺における「給食サービス付老人アパートの建設」
- ③平成一五年三月一〇日 論説「苦悩に寄り添ってくれる人」心の苦悩をうけとめる宗教者の役割